

経済統計の整理・再編

(経済産業省作成資料)

特定サービス産業実態調査の概要

平成 24 年 7 月 4 日
経済産業省大臣官房
調査統計グループ構造統計室

(1) 調査の目的

特定サービス産業に属する事業所（又は企業）を対象として、事業所数、従業者数、年間売上高、年間営業費用等を把握し、特定サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査対象

日本標準産業分類に掲げる小分類のうち、次の 28 業種に属する事業所（又は企業）で、標本理論に基づき抽出された 55,000 事業所（又は企業：平成 22 年調査）。

【調査対象業種名、調査単位】（*）印は企業単位、太斜字は全数調査業種。

391 ソフトウェア業

392 情報処理・提供サービス業

401 インターネット附随サービス業

411 映像情報制作・配給業（*）

412 音声情報制作業（*）

413 新聞業（*）

414 出版業（*）

416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業（*）

643 クレジットカード業, 割賦金融業（*）

701 各種物品賃貸業

702 産業用機械器具賃貸業

703 事務用機械器具賃貸業

704 自動車賃貸業

705 スポーツ・娯楽用品賃貸業

709 その他の物品賃貸業

726 デザイン業

731 広告業

743 機械設計業

745 計量証明業

796 冠婚葬祭業

801 映画館

802 興行場（別掲を除く）、興行団

804 スポーツ施設提供業

805 公園, 遊園地

823 学習塾

824 教養・技能教授業

901 機械修理業（電気機械器具を除く）

902 電気機械器具修理業

(3) 調査期日

平成 22 年調査までは 11 月 1 日現在で実施、平成 23 年調査は必要となる事項を平成 24 年 2 月に経済センサス-活動調査で把握したため休止。なお、平成 24 年調査は調査期日を 7 月 1 日に変更し、25 年調査として実施する予定。

(4) 調査票の種類及び調査事項

(7) 調査票の種類

- ① 基本的には業種毎に設計。一部、複数の業種を 1 枚の調査票として設計。
- ② 調査対象の規模区分に応じて、ロング、ショートフォーム方式を採用。
全数調査業種を除き、事業従事者数 4 人以下の事業所（又は企業）については、簡易な項目によるショートフォームの調査票によって実施。

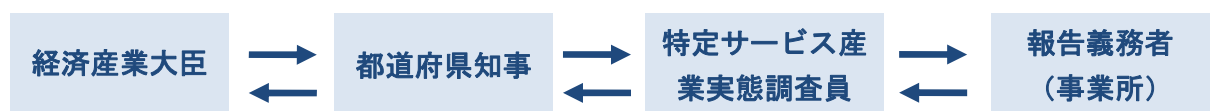
(イ) 調査事項

次に掲げる事項のうち、調査企業及び調査事業所の業種及び従業者数に応じて必要なものについて行う。

- ① 事業所の名称及び所在地
- ② 経営組織及び資本金額（又は出資金額）
- ③ 本社の所在地
- ④ 本社・支社別
- ⑤ フランチャイズの加盟の有無
- ⑥ 年間売上高、年間契約高・契約件数及び年間取扱高
- ⑦ 年間売上高又は年間契約高の契約先産業別割合
- ⑧ 講座数、受講生数等
- ⑨ 入会金・講座単価等
- ⑩ 施設キャパシティ、年間営業日数、年間利用者数
- ⑪ 年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額
- ⑫ 従業者数、事業従事者数

(5) 調査経路

① 調査員調査



② 本社一括調査

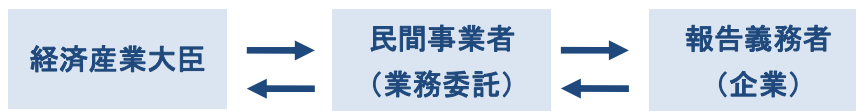


③ 郵送調査

1) 事業所（都道府県経由調査）



2) 企業（国直轄調査）



(6) 調査結果の公表

業種別（28業種）・都道府県別に事業所数、従業者数、事業従事者数、主業の事業従事者数、年間売上高、主業売上高等を集計。

① 速報

・速報は、約12か月後に公表。

② 確報

・確報は、約1年4か月後に公表。

(7) 標本設計

平成22年調査までは事業所・企業統計調査の結果名簿を母集団とし、平成25年調査は、平成21年経済センサス-基礎調査名簿を母集団として、業種別・事業従事者規模別・都道府県別に層化し、調査対象事業所を抽出する。

(8) 調査結果の利用

① サービス産業振興・中小企業振興施策等の企画、立案の基礎資料

- ・中小企業におけるIT化及び効率経営化推進に向けた施策
- ・「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」などの各種中小企業立法
- ・我が国コンテンツ産業の国際展開の状況把握 等

② 所得推計・構造分析などの基礎資料

- ・産業連関表及び地域産業連関表の作成
- ・国民経済計算（SNA）、県民所得の推計
- ・企業向けサービス価格指数の作成
- ・中小企業白書等の作成

③ 市場予測、需要予測などの基礎資料

- ・大学等研究機関における学術研究
- ・業界及び民間企業における需要予測などの基礎資料

特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査年次一覧（平成18年～22年）

調査年次（和暦）		平成				
		18年	19	20	21	22
調査業種（西暦）		06	07	08	09	10
1	ソフトウェア業	○	○	○	○	○
2	情報処理・提供サービス業	○	○	○	○	○
3	インターネット附随サービス業			○	○	○
4	映像情報制作・配給業		○	○	○	○
5	音声情報制作業			○	○	○
6	新聞業			○	○	○
7	出版業			○	○	○
8	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業			○	○	○
9	クレジットカード業、割賦金融業		○	○	○	○
10	各種物品賃貸業	○	○	○	○	○
11	産業用機械器具賃貸業	○	○	○	○	○
12	事務用機械器具賃貸業	○	○	○	○	○
13	自動車賃貸業			○	○	○
14	スポーツ・娯楽用品賃貸業			○	○	○
15	その他の物品賃貸業			○	○	○
(平成19年まで)		(20年以降)				
16	広告代理業	○	○	○	○	○
17	その他の広告業	○	○			
18	デザイン・機械設計業		○	○	○	○
	18	機械設計業		○	○	○
19	計量証明業		○	○	○	○
20	機械修理業（電気機械器具を除く）			○	○	○
21	電気機械器具修理業			○	○	○
22	冠婚葬祭業				○	○
23	映画館				○	○
24	興行場、興行団				○	○
25	スポーツ施設提供業				○	○
26	公園、遊園地・テーマパーク				○	○
27	学習塾				○	○
28	教養・技能教授業				○	○
調査業種数		7	11	21	28	28
調査スキーム		毎年調査			毎年調査 （標本調査）	

注：5.平成18年調査からは、①調査対象名簿を業界団体等から事業所・企業統計調査名簿（総務省）へ変更（アクティビティベースから産業格付ベースへ変更）、②調査対象業種の毎年調査化、③調査対象業種の産業分類レベルを日本標準産業分類小分類に統一するなどの改正を実施した。

6.平成18年調査からは、「映像情報制作・配給業」、「音声情報制作業」、「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」、「新聞業」、「出版業」、「クレジットカード業、割賦金融業」は企業（本社）を対象とし、それ以外は事業所を対象としている。

7.平成19年11月に日本標準産業分類の改正が行われたため、平成20年調査からは改正産業分類により調査を実施した。

8.平成21年調査からは、調査客体への負担軽減、調査資源の効率化の観点から、母集団数が1,000以上の業種について、標本調査を導入した。

特定サービス産業動態統計調査の概要

平成24年7月4日
経済産業省大臣官房調査統計グループ
サービス動態統計室

調査の概要

○ 目的

特定のサービス産業の売上高、契約高及び利用者数等の経営動向を把握し、景気動向の判断材料に資するとともに、産業政策、中小企業政策及びサービス産業の健全な育成のための基礎資料を得ることを目的とする。

○ 調査業種

【対事業所サービス業】

- ①物品賃貸(リース、レンタル)業
- ②情報サービス業
- ③広告業
- ④クレジットカード業
- ⑤エンジニアリング業
- ⑥インターネット附随サービス業
- ⑦映像情報制作・配給業
- ⑧音楽ソフト制作業
- ⑨新聞業
- ⑩出版業
- ⑪ポストプロダクション業
- ⑫デザイン業
- ⑬機械設計業
- ⑭環境計量証明業
- ⑮自動車賃貸業(リース、レンタル)
- ⑯機械等修理業

【対個人サービス業】

- ⑰映画館(※)
- ⑱劇場・興行場、興行団(※)
- ⑲ゴルフ場(※)
- ⑳ゴルフ練習場(※)
- ㉑ボウリング場(※)
- ㉒遊園地・テーマパーク(※)
- ㉓パチンコホール
- ㉔葬儀業
- ㉕結婚式場業(※)
- ㉖外国語会話教室
- ㉗カルチャーセンター(※)
- ㉘フィットネスクラブ
- ㉙学習塾

注.(※)印の業種は事業所調査

○ 調査対象(約4千企業・事業所)

調査業種に属する業務を営む企業(又は事業所)。調査業種ごとに母集団の年間売上高等が選定基準を超えるよう企業(又は事業所)を選定。

○ 主な調査事項

業務ごとの売上高、契約高、従業者数(当該部門)、利用者数等(業種特性事項)

○ 調査方法

郵送調査又はオンライン調査

○ 公表時期

【速報】調査対象月の翌々月初旬、【確報】調査対象月の翌々月中旬

結果の利用

- サービス産業、中小企業振興のための施策の基礎資料
- 四半期GDP(QE)、消費総合指数、第3次産業活動指数、産業連関表の基礎統計
- 行政、業界及び企業における調査業種の業況把握及び分析の基礎資料

結果の利活用の具体例

- 産業振興等のための業況及び動向把握のための基礎資料
- 緊急保証制度の業種指定の際の基礎データ
- 消費者保護に係る各種法律(「特定商取引法」「割賦販売法」「ゴルフ会員契約等適正化法」)の適正な運用のための業況把握
- 災害時における影響及び復旧状況の把握・分析
- 二次統計の基礎データ(詳細は下表参照)
- 業界団体や民間企業における業況把握、経営計画及び販売計画策定の際の基礎資料

<参考:二次統計での活用状況>

業 種	四半期GDP(QE)	消費総合指数	第3次産業活動指数	産業連関表
物品賃貸(リース)業	○	○	○	○
物品賃貸(レンタル)業	○	○	○	○
情報サービス業	○	○	○	○
広告業	○	○	○	
クレジットカード業			○	
エンジニアリング業	○	○	○	○
葬儀業	○	○	○	○
結婚式場業	○	○	○	○
映画館	○	○	○	
劇場・興行場、興行団	○	○	○	○
ゴルフ場	○	○	○	
ゴルフ練習場	○	○	○	
ボウリング場	○	○	○	
遊園地・テーマパーク	○	○	○	
パチンコホール	○	○	○	○
外国語会話教室	○	○	○	○
カルチャーセンター	○	○	○	○
フィットネスクラブ	○	○	○	○
学習塾			○	○
インターネット附随サービス業				
映像情報制作・配給業				
音楽ソフト制作業				
新聞業				
出版業				
ポストプロダクション業				
デザイン業				
機械設計業				
自動車賃貸業				
機械等修理業				
環境計量証明業				

平成20年7月分拡充業種及び学習塾については、必要なデータ期間が揃っていないことから、現行基準では二次統計の基礎データとして採用されていない。
しかしながら、これらの業種についても、次期基準改定時に他の業種と同様に採用について検討いただく予定。

調査の変遷

昭和62年12月 (3業種)	平成5年10月 (5業種)	平成12年1月 (17業種)	平成16年1月 (18業種)	平成20年7月 (29業種)
				インターネット附随サービス業
				映像情報制作・配給業
				音楽ソフト制作業
				新聞業
				出版業
				ポストプロダクション業
				デザイン業
				機械設計業
				環境計量証明業
				自動車賃貸業
				機械等修理業
			学習塾	学習塾
		映画館	映画館	映画館
		劇場・興行場、興行団	劇場・興行場、興行団	劇場・興行場、興行団
		ゴルフ場	ゴルフ場	ゴルフ場
		ゴルフ練習場	ゴルフ練習場	ゴルフ練習場
		ボウリング場	ボウリング場	ボウリング場
		遊園地・テーマパーク	遊園地・テーマパーク	遊園地・テーマパーク
		パチンコホール	パチンコホール	パチンコホール
		葬儀業	葬儀業	葬儀業
		結婚式場業	結婚式場業	結婚式場業
		外国語会話教室	外国語会話教室	外国語会話教室
		カルチャーセンター	カルチャーセンター	カルチャーセンター
		フィットネスクラブ	フィットネスクラブ	フィットネスクラブ
	クレジットカード業	クレジットカード業	クレジットカード業	クレジットカード業
	エンジニアリング業	エンジニアリング業	エンジニアリング業	エンジニアリング業
物品賃貸業(リース・レンタル)	物品賃貸業(リース・レンタル)	物品賃貸業(リース・レンタル)	物品賃貸業(リース・レンタル)	物品賃貸業(リース・レンタル)
情報サービス業	情報サービス業	情報サービス業	情報サービス業	情報サービス業
広告業	広告業	広告業	広告業	広告業

経済産業省企業活動基本調査の概要

平成 24 年 7 月 4 日
経済産業省大臣官房
調査統計グループ企業統計室

1. 調査の目的

本調査は、我が国企業の活動の実態を明らかにし、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠法規

本調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査であり、経済産業省企業活動基本調査規則(平成4年通商産業省令第56号)によって実施する。

3. 調査の範囲

別表の業種に属する事業所を有する企業のうち、従業員50人以上かつ資本金額又は出資金額3千万円以上の会社。

4. 調査方法

調査方法は、対象となる企業に調査票を配布し、調査対象企業に記入して提出いただく郵送調査にて実施している。なお、平成16年調査よりオンラインによる調査票提出も可能としている。

5. 調査期日及び期間

- (1)調査期日は、毎年度末日現在。
- (2)調査期間は、毎年4月1日から翌年3月末日までの1年間。

6. 調査事項

- (1)企業の概要(名称及び所在地、資本金額又は出資金額、設立形態及び設立時期、決算月)
- (2)事業組織及び従業者数
- (3)親会社、子会社・関連会社の状況
- (4)資産・負債及び純資産並びに投資
- (5)事業内容
- (6)取引状況
- (7)事業の外部委託の状況
- (8)研究開発、能力開発
- (9)技術の所有及び取引状況
- (10)企業経営の方向

7. 調査結果の公表

本調査の集計結果は、速報として毎年1月に主要項目を取りまとめて公表するほか、確報として毎年8月頃に公表している。

(別表)

鉱業、採石業、砂利採取業	日本標準産業分類に掲げる大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業
製造業	日本標準産業分類に掲げる大分類E－製造業
電気・ガス・熱供給・水道業	日本標準産業分類に掲げる大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業のうち、 中分類33－電気業 中分類34－ガス業
情報通信業	日本標準産業分類に掲げる大分類G－情報通信業のうち、 中分類39－情報サービス業 中分類40－インターネット附随サービス業 小分類411－映像情報制作・配給業(細分類4114－映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業を除く) 小分類413－新聞業 小分類414－出版業
卸売業、小売業	日本標準産業分類に掲げる大分類I－卸売業、小売業
金融業・保険業	日本標準産業分類に掲げる大分類J－金融業・保険業のうち、 小分類643－クレジットカード業、割賦金融業
不動産業、物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる大分類K－不動産業、物品賃貸業のうち、 中分類70－物品賃貸業(小分類704－自動車賃貸業、細分類7092－音楽・映像記録物賃貸業(別掲を除く)及び細分類7099－他に分類されない物品賃貸業はそれぞれ「レンタル」を除く)
学術研究、専門・技術サービス業	日本標準産業分類に掲げる大分類L－学術研究、専門・技術サービス業のうち、 中分類71－学術・開発研究機関 小分類726－デザイン業 中分類73－広告業 小分類743－機械設計業 小分類744－商品・非破壊検査業 小分類745－計量証明業 小分類746－写真業 細分類7499－その他の技術サービス業のうち、エンジニアリング業
宿泊業、飲食サービス業	日本標準産業分類に掲げる大分類M－宿泊業、飲食サービス業のうち、 中分類76－飲食店(細分類7622－料亭、小分類765－酒場、ビアホール及び小分類766－バー、キャバレー、ナイトクラブを除く) 中分類77－持ち帰り・配達飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業	日本標準産業分類に掲げる大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、 小分類781－洗濯業 小分類789－その他の洗濯・理容・美容業・浴場業 中分類79－その他の生活関連サービス業(小分類791－旅行業及び細分類7999－他に分類されないその他の生活関連サービス業を除く) 小分類801－映画館 小分類804－スポーツ施設提供業 小分類805－公園、遊園地
教育・学習支援業	日本標準産業分類に掲げる大分類O－教育・学習支援業のうち、 細分類8245－外国語会話教授業 細分類8249－その他の教養・技能教授業のうち、カルチャー教室(総合的なもの)
サービス業(他に分類されないもの)	日本標準産業分類に掲げる大分類R－サービス業(他に分類されないもの)のうち、 中分類88－廃棄物処理業 中分類90－機械等修理業(別掲を除く) 中分類91－職業紹介・労働者派遣業 中分類92－その他の事業サービス業(小分類922－建物サービス業及び小分類923－警備業を除く)

平成23年中小企業実態基本調査の概要

平成24年7月4日
中小企業庁
事業環境部調査室

1. 調査の目的

近年、企業活動のグローバル化、雇用形態の多様化、IT技術を活用した情報化の進展、消費者のライフスタイルの多様化など、中小企業を取り巻く経営環境は大きく変化してきている。

こうした環境変化の中、中小企業の育成及び発展に資する施策を企画・立案する上でも、中小企業全般に共通する事項について、経年変化を追い、業種別・企業規模別に、それぞれの特色、経営上の強み・弱みを初めとする幅広い事項を明らかにしていくことの重要性が従来以上に増してきている。

中小企業庁は、中小企業基本法第10条の規定（定期的に、中小企業の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果を公表しなければならない。）に基づき、上記のような中小企業を巡る経営環境の変化を踏まえ、中小企業全般に共通する財務情報、経営情報及び設備投資動向等を把握するため、平成16年度から「中小企業実態基本調査」を統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項の規定（行政機関の長は、一般統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。）に基づく「一般統計調査」として毎年実施することとしている。（平成20年度以前は、統計報告調整法（昭和27年法律148号）第4条の規定に基づき総務大臣の承認を得て実施する「承認統計調査」として実施していた。）

本調査の実施により、中小企業全般の経営等の実態を明らかにし、中小企業施策の企画・立案のための基礎資料を提供するとともに、中小企業関連統計の基本情報を提供するためのデータ収集を行う。

2. 調査の範囲

本調査は、日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）に掲げる大分類D－建設業、E－製造業、G－情報通信業、H－運輸業、郵便業、I－卸売業、小売業、K－不動産業、物品賃貸業、L－学術研究、専門・技術サービス業、M－宿泊業、飲食サービス業、N－生活関連サービス業、娯楽業及びR－サービス業（他に分類されないもの）のうち、「別表 調査の範囲」に掲げる業種及び規模に属する企業（個人企業を含む。以下同じ。）から選定した企業について調査した。

※ 業種の範囲及び企業規模（資本金又は従業員）の範囲については、「別表 調査の範囲」を参照。

3. 調査の期日（調査時点）及び調査期間

本調査は、平成23年8月1日で実施した。

平成22年度決算に基づく実績について調査した。

4. 調査事項

本調査の調査事項は、以下のとおり。

- (1) 企業の概要（名称及び所在地など）
- (2) 資産及び負債・純資産、売上高及び営業費用、設備投資など
- (3) 従業者数
- (4) 取引金融機関
- (5) 委託の状況
- (6) 受託の状況
- (7) 工事の受注（建設業のみ）
- (8) 商品（製品）の仕入先・販売先
- (9) チェーン組織への加盟の状況
- (10) 電子商取引の実施状況
- (11) 海外展開の状況
- (12) 研究開発の状況
- (13) 特許権・実用新案権・意匠権の所有状況

5. 調査方法

本調査は、中小企業庁から調査対象企業へ調査票を郵送で配布し、申告者（調査対象企業）が、自ら調査票に記入し返送する方法で実施した。

本調査は、調査の標本設計、調査名簿作成、調査の実施、審査・集計及び報告書作成等のすべてを包括的に民間に委託して実施した。

6. 標本設計及び抽出方法

(1) 標本数

- ① 本調査は、平成18年事業所・企業統計調査（総務省実施）を基とした事業所・企業データベースを母集団名簿として標本設計及び標本抽出を行った。
- ② 中小企業庁が実施した平成22年中小企業実態基本調査（平成21年度決算実績）の「売上高」を基に、売上高の総和の目標精度（標準誤差率）、業種分類（産業大分類）・従業者規模区分ごとに概ね8%として標本数を算出した。
業種分類：建設業、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業（他に分類されるものを除く）の11分類
従業者規模区分：法人企業（常用雇用者数5人以下、6～20人、21～50人、51人以上の4区分）、個人企業
- ③ 産業中分類別集計表の精度を確保するため、産業中分類別の売上高の総和の目標精度（標準誤差率）を概ね15%、小分類・従業者規模別に概ね20%とし、あわせて、産業中分類・従業者規模区分の標本数が少なくとも20以上となるよう標本数を算出した。なお、平成17年～22年調査において産業中分類・従業者規模区分ごとの「売上

高」の合計に占める割合が20%以上の標本については、別途層を設け、全数を継続標本（抽出率＝1）とした。

- ④ 産業中分類別及び都道府県別の集計が可能となるように、業種分類・従業者規模区分の各層の標本数は、母集団の各層ごとの産業中分類別・都道府県別構成比に基づいて、産業中分類別・都道府県別の標本数を割り振った。

(2) 二重抽出

- ① 本調査では、記入者負担軽減の観点から、二重抽出の考え方を採用し、調査票甲（基本票）、調査票乙（詳細票）の2種類の調査票を使用した。
- ② 始めに上記（1）により全体の標本数を算出し、次に業種分類（産業中分類）・従業者規模区分の目標精度10%で調査票乙の標本数を算出した。
- ③ 調査票甲の標本数は、上記（1）で求めた全体の標本数から、調査票乙の標本数を差し引いた標本の数。
- ④ 調査票乙の標本抽出は、層ごとに抽出された全体の標本（調査対象企業）の中から無作為抽出を行った。
- ⑤ 二重抽出の採用により、調査項目数の多い調査票乙の調査対象企業を必要最小限とした。

(3) 標準誤差率

標準誤差率は、次の式による。

$$\text{売上高の総和の推定値} : \hat{T}_x = \sum_{h=1}^L \frac{N_h}{n_h} \sum_{i=1}^{n_h} X_{hi}$$

$$\text{売上高の標準誤差の推定値} : \sqrt{\hat{V}(\hat{T}_x)} = \sqrt{\sum_{h=1}^L N_h (N_h - n_h) \frac{\text{Var}(X_h)}{n_h}}$$

$$\text{売上高の標準誤差率} : \frac{\sqrt{\hat{V}(\hat{T}_x)}}{\hat{T}_x}$$

h = 層（産業中分類×従業者規模）

N_h = 第 h 層の母集団の大きさ

n_h = 第 h 層の標本数

\hat{T}_x = 平成21年度の売上高の総和の推定値

$\text{Var}(X_h)$ = 平成20～21年度の売上高の平均偏差の第 h 層内分散

$\sqrt{\hat{V}(\hat{T}_x)}$ = 売上高の総和の標準誤差の推定値

$$\frac{\sqrt{V(\hat{T}_x)}}{\hat{T}_x} = \text{売上高の総和の標準誤差率}$$

7. 推計方法

推定は、調査結果を基に産業中分類・従業者規模区分の層ごとに以下により行った。

(1) 調査結果に基づく抽出率の設定

- ① 母集団の大きさは、抽出時の母集団の大きさによる。
- ② 有効回答数及び有効調査票数
 有効回答数 = 有効調査票 + その他の有効回答数
 有効調査票数 = 集計企業数
 その他の有効回答 = 廃業、休業又は対象外等
 その他の有効回答は、推計・集計から除外した。

③ 各層（事前の層）の抽出率の計算

$$\text{各層の抽出率} = \text{当該層の有効調査票数} / \text{当該層の母集団数}$$

(2) 個票の拡大推計（事前の層）

個票の拡大推計は、各個票（有効調査票）の標本抽出時の層による。

したがって、調査の結果、産業中分類又は従業者規模区分が移動した場合でも、標本抽出時の産業中分類・従業者規模区分（事前の層）で拡大推計を行った。

$$\text{各個票の拡大推計値} = 1 / \text{当該層の抽出率} \times \text{当該層の個票データ}$$

(3) 個票の比推計（事後の層）

調査票乙（詳細票）の調査項目で、調査票甲（基本票）で調査していない調査項目の推計値は、調査票乙の調査結果（集計結果）を基に、調査票甲の個票単位に推計した。

例えば、調査票甲の商品仕入原価の推計では、調査票乙と調査票甲の共通の調査項目であり、商品仕入原価と関連性の高い売上原価（商品仕入原価の上位項目）を用いて、以下により推計した。

$$\text{甲の商品仕入原価} = \text{乙の商品仕入原価} / \text{乙の売上原価} \times \text{甲の売上原価}$$

(4) 推計値の集計（事後の層）

推計結果の集計は、上記（2）、（3）の推計値を基に以下の区分により行い、その結果を本報告書に掲載した。

- ① 産業別・従業者規模別
- ② 産業中分類別

(5) 平成22年母集団数による推定

① 標本平均（1企業当たり）の算出（事後の層）

$$\text{当該層の標本平均} = \text{当該層の推定値} / \text{当該層の拡大企業数}$$

② 開廃業率の算出

平成21年経済センサス - 基礎調査等を基に中小企業の開廃業率を算出した。

③ 平成23年母集団の大きさの算出

平成21年経済センサス - 基礎調査を基に算出した平成21年母集団の大きさに、上記②の開廃業率を基に平成23年母集団数を算出した。

④ 新推定値の算出

当該層の新推定値 = 当該層の平成23年母集団の大きさ × 当該層の標本平均

8. 調査結果の概要

(1) 調査の回答状況

① 従業者規模別の回答状況

従業者規模	標本数	回答数		有効回答数	
		回答数	回答率	有効回答数	有効回答率
合計	115,294	59,329	51.5%	52,403	45.5%
法人企業	89,254	44,912	50.3%	40,324	45.2%
5人以下	47,254	21,883	46.3%	18,813	39.8%
6～20人	18,368	9,877	53.8%	9,203	50.1%
21～50人	12,178	6,679	54.8%	6,264	51.4%
51人以上	11,454	6,473	56.5%	6,044	52.8%
個人企業	26,040	14,417	55.4%	12,079	46.4%

② 産業分類別の回答状況

産業	標本数	回答数		有効回答数	
		回答数	回答率	有効回答数	有効回答率
合計	115,294	59,329	51.5%	52,403	45.5%
建設業	2,497	1,410	56.5%	1,222	48.9%
製造業	18,574	10,293	55.4%	9,131	49.2%
情報通信業	7,132	3,347	46.9%	2,986	41.9%
運輸業、郵便業	14,636	7,318	50.0%	6,449	44.1%
卸売業	6,673	4,157	62.3%	3,861	57.9%
小売業	14,203	8,097	57.0%	7,243	51.0%
不動産、物品賃貸業	10,475	5,281	50.4%	4,582	43.7%
学術研究、専門・技術サービス業	9,785	6,011	61.4%	5,342	54.6%
宿泊業、飲食サービス業	8,707	3,423	39.3%	2,859	32.8%
生活関連サービス業、娯楽業	18,655	7,715	41.4%	6,692	35.9%
サービス業（他に分類されないもの）	3,957	2,277	57.5%	2,036	51.5%

(注) 回答数には休業、廃業及び対象外等の回答を含む。

(2) 調査結果の評価

① 評価方法

調査結果の評価は、売上高の達成精度（標準誤差率）を基に行った。

なお、売上高の標準誤差率は、次の式により算出した。

$$\text{売上高の総和の推定値} : \hat{T}_x = \sum_{h=1}^L \frac{N_h}{n_h} \sum_{i=1}^{n_h} X_{hi}$$

$$\text{売上高の標準誤差の推定値} : \sqrt{\hat{V}(\hat{T}_x)} = \sqrt{\sum_{h=1}^L N_h (N_h - n_h) \frac{\text{Var}(X_h)}{n_h}}$$

$$\text{売上高の標準誤差率} : \frac{\sqrt{\hat{V}(\hat{T}_x)}}{\hat{T}_x}$$

h = 層（産業中分類×従業者規模）

N_h = 第 h 層の母集団の大きさ

n_h = 第 h 層の標本数

\hat{T}_x = 売上高の総和の推定値

$\text{Var}(X_h)$ = 第 h 層内分散

$\sqrt{\hat{V}(\hat{T}_x)}$ = 売上高の総和の標準誤差の推定値

$\frac{\sqrt{\hat{V}(\hat{T}_x)}}{\hat{T}_x}$ = 売上高の総和の標準誤差率

② 達成精度（標準誤差率）

産業	売上高		
	総和（千円）	標準誤差	標準誤差率
建設業	76,153,597,346	2,347,000,342	0.03
製造業	103,603,061,401	2,554,265,034	0.02
情報通信業	10,796,769,004	282,709,860	0.03
運輸業，郵便業	22,389,749,702	665,618,653	0.03
卸売業	120,107,051,184	3,716,616,509	0.03
小売業	68,215,938,703	1,481,075,260	0.02
不動産，物品賃貸業	24,786,712,670	771,167,004	0.03
学術研究，専門・技術サービス業	13,386,632,562	340,372,931	0.03
宿泊業，飲食サービス業	16,488,939,763	610,141,245	0.04
生活関連サービス業，娯楽業	29,906,407,213	2,802,058,634	0.09
サービス業（他に分類されないもの）	18,214,915,493	585,397,021	0.03

9. 集計及び結果の公表

（1）速報

本調査の主要な調査事項について、平成24年3月に「平成23年中小企業実態基本調査速報（平成22年度決算実績）」としてホームページ上で公表。

（2）調査報告書（確報）

本調査のすべての調査事項について、「平成23年中小企業実態基本調査報告書（平成22年度決算実績）」として平成24年6月公表予定。

（3）ホームページ

本資料を含む本調査に関する情報は、中小企業庁ホームページに掲載している。

調査の範囲

1 業種の範囲

業種	業種の範囲
建設業	日本標準産業分類に掲げる大分類D－建設業
製造業	日本標準産業分類に掲げる大分類E－製造業
情報通信業	日本標準産業分類に掲げる大分類G－情報通信業
運輸業, 郵便業	日本標準産業分類に掲げる大分類H－運輸業, 郵便業のうち、 中分類43道路旅客運送業、 44道路貨物運送業、 45水運業、 47倉庫業、 48運輸に附帯するサービス業 49郵便業(信書便事業を含む)
卸売業, 小売業	日本標準産業分類に掲げる大分類I－卸売業, 小売業
不動産業, 物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる大分類K－不動産業, 物品賃貸業
学術研究, 専門・技術サービス業	日本標準産業分類に掲げる大分類L－学術研究, 専門・技術サービス業
宿泊業, 飲食サービス業	日本標準産業分類に掲げる大分類M－宿泊業, 飲食サービス業
生活関連サービス業, 娯楽業	日本標準産業分類に掲げる大分類N－生活関連サービス業, 娯楽業
サービス業	日本標準産業分類に掲げる大分類R－サービス業(他に分類されないもの)のうち、 中分類88廃棄物処理業、 89自動車整備業、 90機械等修理業(別掲を除く)、 91職業紹介・労働者派遣業、 92その他の事業サービス業

2 企業規模の範囲

業種	業種の範囲
建設業	資本金3億円以下又は従業者300人以下
製造業	資本金3億円以下又は従業者300人以下
情報通信業	中分類37通信業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 中分類40インターネット附随サービス業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 小分類413新聞業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 小分類414出版業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 上記以外 : 資本金5千万円以下又は従業者100人以下
運輸業, 郵便業	資本金3億円以下又は従業者300人以下
卸売業, 小売業	中分類50～55の卸売業 : 資本金1億円以下又は従業者100人以下 中分類56～61の小売業 : 資本金5千万円以下又は従業者50人以下
不動産業, 物品賃貸業	小分類693駐車場業 : 資本金5千万円以下又は従業者100人以下 中分類70物品賃貸業 : 資本金5千万円以下又は従業者100人以下 上記以外 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下
学術研究, 専門・技術サービス業	資本金5千万円以下又は従業者100人以下
宿泊業, 飲食サービス業	中分類75宿泊業 : 資本金5千万円以下又は従業者100人以下 上記以外 : 資本金5千万円以下又は従業者50人以下
生活関連サービス業, 娯楽業	小分類791旅行業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 上記以外 : 資本金5千万円以下又は従業者100人以下
サービス業	資本金5千万円以下又は従業者100人以下